

## 比較法学査読規程

第1条 比較法学に掲載するために投稿された論説は、査読委員会による査読に付し、その答申に基づいて出版・編集委員会が掲載の可否を決定する。ただし、出版・編集委員会が査読に付することを要しないと決定した論説についてはこの限りではない。

第2条 査読委員会は、次の各号に掲げる点を考慮し、投稿された論説が比較法学への掲載にふさわしい内容・水準にあるかどうかを審査する。

- (1) 比較法学の見地から法学またはその隣接諸科学に新たな学問的貢献があること
- (2) 研究方法が当該領域における学問的要求を満たしていること
- (3) 注記、文献引用などの体裁が学術論文として適切であること

第3条 査読委員会の答申は、掲載可、掲載不可および条件付掲載可のいずれかとする。ただし、出版・編集委員会が求めるときは、査読委員会は掲載を可とする論説について掲載の優先順位を付して答申を行う。

第4条 査読委員会の組織および運営については、別途定める『比較法学』論説査読内規に定めるところによる。

付則 本規程は、比較法学第54巻第1号から適用する。